

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十三号

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和四十四年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「総務審査課」を「合同総務課」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「総務審査課」を「合同総務課」に改め、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十二号までを削り、第二十三号を第十三号とする。

第五条に次の九号を加える。

- 十 勤務時間及び休暇に関すること。
- 十一 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 十二 不利益処分不服申立ての審査に関すること。
- 十三 職員の苦情の処理に関すること。
- 十四 職員団体に関すること。
- 十五 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
- 十六 公務災害補償の異議の申立ての審査に関すること。
- 十七 委託を受けた公平委員会の事務の処理に関すること。
- 十八 厚生福利制度に関すること。

「課長

第七条第一項中「課長」を 調整監 に改め、同条中第八項を第十項とし、第五項か

事業調整監」

ら第七項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

- 5 調整監は、上司の命を受け、総合調整に関する事務に従事する。
- 6 事業調整監は、上司の命を受け、所定の事業の調整に関する事務を総括及び整理する。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。